

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの活動

1 はじめに

日本の成年後見制度には「**法定後見**」と「**任意後見**」という二つの仕組みがあり、さらに法定後見は「**後見**」「**保佐**」「**補助**」という3つの類型に分類され、ご本人の判断能力の減衰の程度に応じた支援がなされます。

この「**新しい成年後見制度**」が平成12年4月に施行されるのに先駆け、後

見人の担い手を養成し供給する組織として平成11年12月に誕生したのが、私たち「**成年後見センター・リーガルサポート**」です。

全国の各都道府県に支部を置き（北海道は4か所）、8,000人を超える会員がそれぞれの地域の実情を反映した活動を行っています。

2 沿革

平成7年2月、日本司法書士会連合会は市民対象のシンポジウムを行い、ここで私たち司法書士は高齢者の様々な問題を認識し、成年後見制度の必要性を感じました。翌年には、判断能力の衰えた方を支援する人（後見人）を養成し供給する組織「**財産管理センター**」構想を発表し、自治体や福祉関係者等に大きな反響を呼ぶことになりました。

その後、成年後見先進国であるカナダ・アメリカ・ドイツの制度を視察し、新しい権利擁護システムを模索すると同時に、全国各地の司法書士会でシン

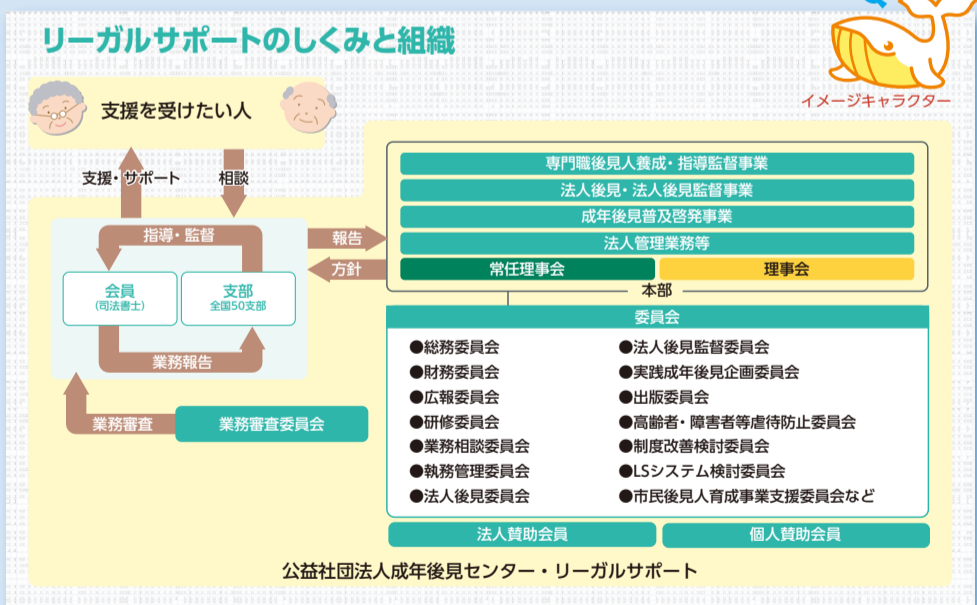
ポジウムを次々に開催し、司法書士は、次第に高齢者や障害者の権利擁護活動を行う専門家として認知されてきました。

平成11年に「**成年後見センター・リーガルサポート**」を設立した後は、日本最大級の専門職後見人の養成・供給団体として日本の成年後見制度を牽引し、平成26年には設立15周年を迎え、記念式典と共に新成年後見制度制定・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立15周年記念シンポジウム「**行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題**」を開催しました。

3 組織・支援体制

リーガルサポートでは、後見人等となった会員が適切な後見業務を行うよう業務内容の報告を義務付けています。全国の支部が会員への指導や研修を行い、会員の後見業務の質を高めるよう

努力しています。会員はすべて司法書士ですが、業務の適正を確保するため、司法書士資格者以外の方にも理事に就任いただき、多方面の方々の意見をもとに、組織運営を行っています。



4 成年後見制度の担い手としての役割

会員が「**司法書士後見人**」として、実際に成年後見人等に就任し、判断能力が減衰している高齢者や障害者の方々と直接関わりながら、ご本人の最善の利益を図るため「**身上監護と財産管理**」を行うという重要な役割を担っています。

また、一個人として後見業務を遂行することが困難な場合は、リーガルサ

ポートが法人として後見人等になり、全国各地の会員を活用して、継続的に広範囲に支援することが可能です。

成年後見制度が開始して以来、親族以外の第三者後見人の中で司法書士が一番多く家庭裁判所により選任をされており、皆様から信頼をいただいで継続した後見業務を行っています。

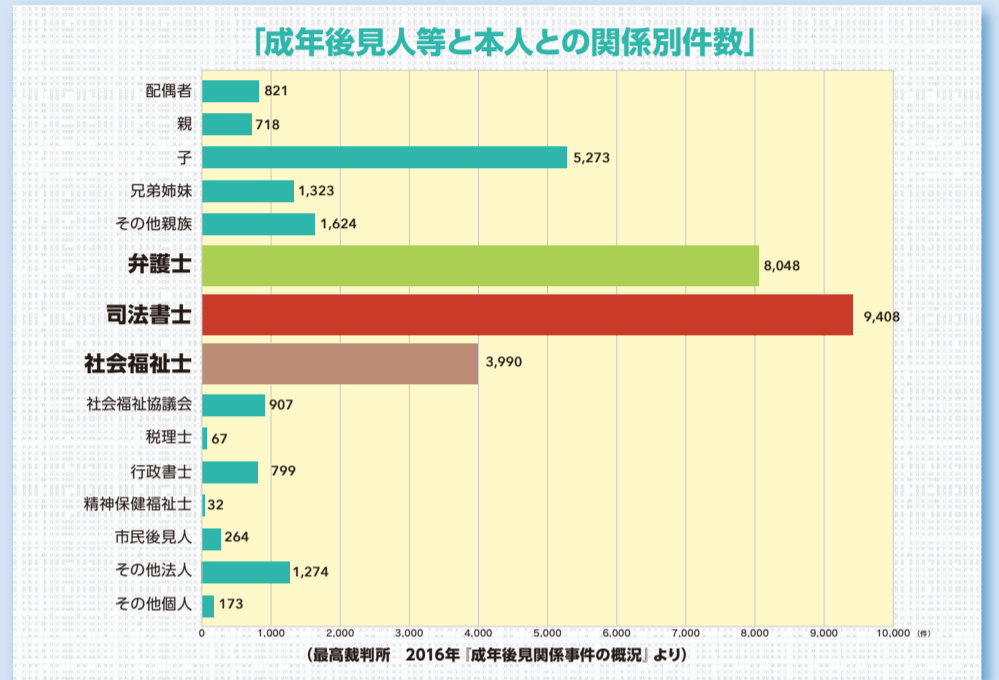
また、この活動は、後見人としての倫

理や法律・医療・福祉等後見に関する幅広い知識・技能を身に付けるための「**研修システム**」と、会員に対して所属支部や本部が「**指導・支援**」をするシステムによって支えられています。

そのため、リーガルサポートでは、一定の研修を修了している会員のみしか後見業務を行うことを認めていません。

一定の研修を修了した会員の「**後見人・後見監督人候補者名簿**（後見人等候

補者名簿）」を作成し、2年ごとに新しい研修を履修しなければ名簿から抹消されることになっていますので、名簿登録した会員が一定の水準を保っていることを保証するものとなっています。また、会員は、不測の事態に備えて、あるいは過失による財産侵害にも対応するため、**司法書士の業務保険**に加入しています。そのほかにリーガルサポートでは「**身元信用保険代替金制度**」を整備しています。



5 その他の活動

リーガルサポートでは、司法書士後見人としての活動のほか、下記のような幅広い活動を行っています。

- 1 成年後見制度や申立手続等に関する相談
- 2 「親族向成年後見人養成講座」、講演会やシンポジウム、相談会の開催
- 3 地域包括支援センター等や行政、福祉・医療関係者と協力しながら虐待防止に取り組む等、高齢者・障害者等の権利擁護活動
- 4 書籍の企画・出版等の成年後見制度普及活動
- 5 成年後見制度の改善のための調査研究・提言活動
- 6 「市民後見人」育成支援活動等「**成年後見の社会化**」推進活動

対外的な取組としては、各地で「**親族向成年後見人養成講座**」や「**自治体向けセミナー**」を開催しています。自治体向けセミナーでは、地元の家庭裁判所や社会福祉協議会の関係者などを招いて活動報告や意見交換を行うなど、

関係機関との連携を強化しています。

特に、6に挙げた市民後見人育成支援活動について、日本で「**成年後見制度利用促進法**」が成立したことを受け、今後さらに親族後見人の支援や市民後見人育成事業に関する自治体の動きが活発化されることが予想されるため、リーガルサポートとしても自治体に対する支援体制の整備に注力しているところです。

そのほか、法人内部における取組としては、各支部において研修会を開催し、会員の知識の向上と情報共有に努めています。

